

公共工事の前払金使途拡大の延長について

前払金は、建設業者の着工資金を確保し工事の円滑・適正な施工を確保するための制度で、その使途は地方自治法により限定されておりますが、平成２８年度より国において、特例措置としてその使途拡大をしています。

本市においても、建設工事の前払金については、平成２８年度から時限的特例措置として国県と同様に使途拡大して運用をしてきました。この度、国土交通省より令和６年度も継続する旨の通知を受け、本市においても特例措置を延長します。

○対象となる前払金

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和７年３月３１日までに払出しが行われるもの。

（請負金額５００万円以上の建設工事で、保証事業会社と保証契約を締結したもの）

○使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

ただし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の１００分の２５となります。

【問合せ先】 笠間市役所 財政課 契約検査室 Tel0296-77-1101（内線 219・220）